

## ジョン・ロックの経済論草稿

浜 林 正 夫

### I

ジョン・ロックの日記や草稿や手紙などをあつめたラヴレース・コレクションは、それがラヴレース家に秘蔵されているあいだにも、ピータ・キングの「ジョン・ロックの生涯」(1829年)に部分的に利用され、またランド、エァロンらによってその一部の書簡、草稿の公刊がおこなわれたが、<sup>(1)</sup>その本格的な利用は第2次大戦以後にはじまった。このコレクションは、1942年に戦争の危険を避けるためにオックスフォードのボドリ図書館に預けられたが、そのさい、ライデンによって調査と整理がおこなわれ、1947年に正式にボドリ図書館へ購入されてから、<sup>(2)</sup>その内容が次々と公刊されるにいたった。そのおもなものは、J. Lough, *Locke's Travels in France 1675-1679*, Cambridge, 1953, W. von Leyden, *John Locke's Essay on the Law of Nature*, Oxford, 1954, K. Dewhurst, *John Locke, physician and philosopher, a medical biography, with an edition of the medical notes in his Journals*, London, 1963, であり、また M. Cranston, *John Locke, a biography*, London, 1957, および P. Laslett, *John Locke, Two Treatises of Government*, Cambridge, 1960 も、このコレクションを広汎に利用したものである。こうしてこのコレクション

(1) B. Rand, *The Correspondence of John Locke and Edward Clark*, London, 1927, R. I. Aaron & J. Gibb, *An Early Draft of Locke's Essay together with Excerpts from his Journals*, Oxford, 1936, B. Rand, *An Essay concerning the Understanding, Knowledge, Opinion and Assent by John Locke*, Oxford, 1931.

(2) ただし、このコレクションのうち、1661年の備忘録 (commonplace book) はひきつづきラヴレース家に保管され、1952年に売却されて現在はハーヴァード大学図書館にある。

の内容は、P. ロングによるカタログの公刊とあいまって、かなりわれわれにも利用しやすいものとなった。しかし、このコレクションのうち、哲学、書簡、医学、政治、宗教にかんする部分が比較的ひろく利用されているのにくらべて、経済にかんする部分はあまり注目されず、ただ最近になって、W. レトウィンによって、1668年のものと推定されるロックの利子論草稿が公刊されたのと、ミン・スン・リーによって1695年の貨幣改鑄問題についての草稿が公刊されたにとどまり、<sup>(1)</sup> 経済論草稿の分析は、いまのところ、ラヴレース・コレクションの研究のなかで、もっともおくれた部分となっている。本稿はそういう研究のための、ひとつの準備作業である。

## II

ロックの経済問題に対する関心は、1672年ごろにはじまるという F. バーンの見解は、<sup>(2)</sup> ラヴレース・コレクションの利用によって、完全にくつがえされたといつてよい。バーンのこの見解は、1672年の国庫支払い停止や、1673年のロックの貿易植民委員への就任などが、ロックの経済問題への関心のきっかけとなったということなのであるが、ラヴレース・コレクションにみられるもっとも早い時期の経済論は、1668年の利子論なのである。1692年に出版された「利子引下げ、および貨幣価値引上げの結果にかんする若干の考察」(以下、「利子貨幣論」とよぶ)に付せられた1691年11月7日づけの序文で、ロックは、この論文のうち貨幣にかんする部分は12カ月以上前に、利子にかんする部分は、「もっとずっと昔に」書かれたとのべているが、<sup>(3)</sup> それ

(1) W. Letwin, *The Origins of Scientific Economics*, London, 1963, Appendix V, Ming-Hsun Li, *The Great Recoinage of 1696 to 1699*, London, 1963, Appendix IV. ただしこの後者は、Goldsmith's Library MS. 62 からプリントされたものであるが、これはラヴレース・コレクションの MS. Locke b. 3. fols. 70-74 と同じものである。

(2) H. R. Fox Bourne, *The Life of John Locke*, London, 1876, vol. II, pp. 187-188.

(3) J. Locke, *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money*, in *Works in 10 vols.*, London, 1812, vol. V, p. 3.

が1668年の草稿をさしていることは、内容を比較してみても、まず間違いないところといえよう。それではロックをしてこの利子論草稿を執筆せしめた契機は、どのようなものであったのか。それは1664年にはじまる第2次オランダ戦争に加えて、1665年の夏の伝染病がロンドンのみで10万人の死者をだし、またその翌年の大火がロンドン市に1,000万ポンドに達する被害を与え、このため一種の経済危機が生じ、政府は交易委員会（Council of Trade）を設置してその対策にのりだしたときであった。そして、その対策の中心は金融緩和＝利子率引下げであり、ジョサイア・チャイルドの「交易と貨幣利子とにかんする簡単な考察」（1668年）が出版され、利子率を6パーセントから4パーセントへ引下げる法案が議会へ提出されたのである。<sup>(1)</sup>当時、ロックはアシュリ卿（のちのシャーフツベリ伯）のもとにあり、アシュリはクラレンドン失脚後の、いわゆる“Cabal”とよばれる一種の連立政権に参加し、財務府長官（Chancellor of the Exchequer）に就任していた。当時のロックの主要な関心は、なお医学、宗教、哲学にむけられていたようであるが、この深刻な経済危機とそれへの対策が、新しくロックの関心をそそったと考えられ、この草稿はアシュリの手をへて、その他の政府高官の手にも渡ったもののようである。<sup>(2)</sup>

この利子論草稿は、ロック自身の筆蹟ではなく、2人の書記の手によるもので、ところどころにロックの手による書きこみや修正がある。その全文はW. レトウィンの書物の付録として収録されているが、全部で31枚、途中、27枚目の最後のところに、“Sic cogitavit, 1668 JL”と書かれ、31枚目の最後の裏書に、“Interest at 4 percent, 74”とある。これは1668年に主要部分を書かれ、1674年に残り4枚がつけ加えられたことを意味するものと思われる。

この「草稿」を1692年の「利子貨幣論」とくらべてみると、「草稿」の大

(1) Cf. W. Letwin, *op. cit.*, pp. 4-5.

(2) Cf. *Ibid.*, p. 156.

部分がほとんどそのまま、「利子貨幣論」の前半の部分にとりいれられていることが分る。もちろん部分的には用語が変わっていたり、——たとえば「草稿」で“usurer”となっているものは、「利子貨幣論」では“lender”となっている——、文章表現が改められたりしているところもあるが、「草稿」の論旨はほとんどすべて「利子貨幣論」にとりいれられている、といてよい。つまりロックは、すでに1668年に、利子率は法によって人為的に操作しうるものではなく、貨幣の量と流通速度とによって自然にさだまるものであり、利子率引下げ＝貨幣量の増加のためには貿易差額の増大が必要だという、「利子貨幣論」における基本的な考え方に到達しているのである。しかし、もう少しこまかくみていくと、「草稿」と「利子貨幣論」とでは、3つの点で違いのあることに気がつく。そのひとつは、利子率と土地価格との関係にかんする考え方で、「草稿」では、利子率引下げ論者のチャイルドらが主張しているとおりに、利子率の低下は土地価格の騰貴をもたらすとされているのだが、<sup>(1)</sup>「利子貨幣論」ではこういう直接的な関係は否定されている。そしてここでは、土地価格をさだめるものは、やはり売手と買手の数の関係であるとされ、「北部のハリファックス付近や、西部のトーントン、イクゼタ付近のように」工業のさかんなところでは土地価格も高いという観察がつけ加えられ、<sup>(2)</sup>また、「草稿」にはなくて新しくつけ加えられた部分の多くは、土地価格を變動せしめる要因の分析についやされているのである。<sup>(3)</sup>ただし、「草稿」においても、利子率引下げが土地価格騰貴をもたらすことを認めつつも、それだから利子率引下げが望ましいといっているのではなく、土地価格騰貴よりもむしろ地代の上昇こそ重要であるとしており、その点では「利子貨幣論」と一貫している。

もうひとつの違いは、利子率の法定にかんする点で、利子率は法定しえな

---

(1) Cf. W. Letwin, *op. cit.*, pp. 288–289.

(2) *Some Considerations*, p. 39.

(3) *Ibid.*, pp. 50 et seq.

いと主張しながらも、ロックは「利子貨幣論」では、ロンドンの金融業者の金融独占をふせぐために、法によって利子率の基準をしめすことが必要だといっている<sup>(1)</sup>のであるが、「草稿」にはこういう考え方はみられない。そしてこの違いの基礎となっているのは、ロンドンの金融業者の独占と抑圧の弊害についての認識の差であるといえよう。貨幣の流通を論じた部分で、仲介商人は「バクチうちよりも悪い」といったり、また金融独占の存在を指摘して、自然利子率とは、貨幣が「平等に配分されたとき」に自然にさだまる率だ、といっているのは<sup>(2)</sup>、「草稿」でも同じであるが、しかし「利子貨幣論」では、1672年の国庫支払い停止のときにあきらかとなったロンドン金融業者の独占の実態がつけ加えられ、この金融独占が国民諸階層のうちに「金づまり」を生みだしているという分析が加えられている<sup>(3)</sup>。だから、1692年のロックにおいては、1668年当時よりも、いわゆる「貨幣不足」の原因の認識が一段とふかまり、輸出の拡大とならんで、金融独占の打破がその対策として強調されるにいたった、といえるであろう。

第3の違いは、土地単税論の主張が「草稿」にはみられない、ということであるが、このことは、理論的な把握の違い、あるいは経済の現状分析の違いというよりも、ロックの関心がまだそこまでおよんでいなかったためとみるべきであろう。

### Ⅲ

ロックのこういう利子論が、どういう思想的影響下につくりあげられたのかを推定することは、さしあたり不可能である。しかし、1668年にはチャイルドの書物とともに、これを批判した匿名の論文“*Interest of money mistaken*”が刊行されており、つづいて翌年には、トマス・マンリの“*Usury*

(1) *Ibid.*, pp. 63-64.

(2) *Cf. W. Letwin, op. cit.*, p. 283, p. 277.

(3) *Some Considerations*, p. 8, pp. 24-25.

*at six per cent examined*” が、チャイルドおよびカルペパへの批判としてだされたのであるが、ロックがこれらの書物に目をとおしていたことは確実であり、マンリの書物については簡単なメモがとられている。それはつぎのとおりである。<sup>(1)</sup>

Manley / Low use the effect not cause of riches—instance / Holland where use fell without a law / makes less money lent / greatest improvement when money at 8 per C. p. 28 / purchase of Land not raised in Holland when interest fell p. 32 / Money in France 7 per C. noble land 34 & 35 years / purchase & ordinary land 25. p. 33 / In England when use at 10 per C. Land was 15 or 16 years / purchase, when use at 8 per C. Land was 17 or 18 years purchase p. 33 / That which may keep down the price of Land notwithstanding / falling of use may be or be suggest / want of people i. e. buyer / want of money / plenty of sellers because of debt / great land trades / Odds of price locall advantages & timber.

ここでロックがとくに注意しているのは、利子率と土地価格との関係であって、すでに述べたように1668年の「草稿」では、利子率低下は土地価格騰貴をもたらすというチャイルドの主張が認められていたのであるが、このメモから判断すると、ロックはその考えを修正しはじめているようである。

一方、ロックの経済問題への関心は、利子率論争からさらに拡大され、貿易、植民地問題にもむけられていった。それはかれがアシュリ卿の秘書として、キャロライナ植民地の運営に参加したという事情にも、よっているのである<sup>(2)</sup>。こういうロックの関心の拡大をしめすものとして、1674年の「交易論ノート」がある。その内容はつぎのとおりである。<sup>(3)</sup>

(1) MS. Locke, b. 3, fol. 6. このメモには日づけはないが、P. ロングのカタログでは1669年とされている。

(2) MS. Locke, c. 30, fol. 1 には1671-5年の、キャロライナ植民地所有者の会議の議事録がある。

(3) MS. Locke, c. 30, fols. 18-19. スペリングは現代風に改めた。

Trade / Essay 1674 / Trade / The Chief end of trade is Riches & power which beget each other / Riches consists in plenty of movables that will yield a price to foreigner & are not / like to be consumed at home but especially in plenty of gold & silver / Power consists in number of men & ability to maintain them. / Trade conduces to both these by increasing your stock & your people & they each other. / Trade is twofold 1° Domestick manufacture whereby is to be understood all labour employed / by your people in preparing commodities for your consumption, either of your own people (when it will / exclude foreign importation) or of foreigners. 2° Carriage i. e. Navigation & Merchandise. / People also are twofold. 1° Those that contribute any way to your trade, especially in commoditys / for exportation, the chief whereof are men in plow in Husbandry, Drapery, mines & navigation. / 2° Such as are either idle & so do not help as Retainers to Gentry & beggars or which is / worse hinder trade as Retailors in some degree, multitudes of Lawyers but also all Soldiers in pay.

Promoters of Traders. Freedom of trade / Naturalization easy / Freedom of religion / Register or certainty of property / Small customes / Publique workhouses / Coin good certain hard to be counterfeited / Transferring of bills / Increase & incouragement of sea men (?) in an Island. not sea men nor Navigation in a / continent that wants not supplys but can subsist of its self. / Cheap labour / Fashions suited to your own manufacture / Suitable manufacturers to your neighbours whose commoditys we want / Low Customs on Exportation / New Manufacturs at home. /

Hindrances of Trade. Intricacy of law / Arrests / Imprisonment / Arbitrary power / Vices tending to prodigality.

Matter of Fact. / From France we import yearly the value of 1,600,000*l* more than we export Reynell, p. 13, 74 / From the Canarys our importation overbalances 150,000*l* per an. ib. / But 6 weeks sail from Panama to Japan ib. p. 14.

ここで Reynell とあるのは、Carew Reynell, *The true English interest, or An account of the chief national improvement, . . .* London, 1674 をさすと思われるが、おそらくこのノートは、レイヌルのこの書物を読んだときのメモであろう。したがってどれだけロック自身の思想であるかは判定しえないけれども、しかし、少なくともこれらの項目がロックの関心をひいていたとすれば、ここにはいくつかの点で注目すべき内容がふくまれているといわなければならない。そのひとつは、交易および国民の分類についてであるが、貿易差額論の主張者がその手段として外国貿易および貿易商人の役割をもっとも重要視するのがふつうであったのにくらべて、ロックはここでむしろ生産部門の重要性に目をとめているということである。かならずしも重要性の順位をしめすものではないであろうけれども、生産的階級は、「農・工・鉱・海運」の順にならべられ、商人、とくに小売商人は、乞食や寄生的な家臣や法律家や兵士とともに、非生産階級とみなされている。「交易を促進するもの」のなかでも、海運奨励は島国においてこそ必要とされるが、自給可能な大陸国では不必要とされており、貴金属それ自体より商品の豊富さが重視される。もちろん、貴金属重視の傾向からロックが脱却しきっているわけではないが、やがて「ブリティッシュ・マーチャント」(1721年)において表面化する国内市場論への萌芽がここにきざしており、少なくとも、貿易差額の生産的基盤に目をむけようとする態度がここにしめされている、といえよう。したがって、低賃金の主張がワークハウスの提案とともに、ここではっきりとあらわれてくる。さらにロックが、「事実問題」として、フランスからの入超がとくに多いことを指摘していることは、のちのフランス貿易をめぐる論争と思いをあわせて、興味ふかいし、「交易を促進するもの」の筆頭に「交易の自由」をかかげていることも注目をひく。周知のように、イギリス革命期において争われた貿易論争の焦点は、特権カンパニの問題であり、そこでは「交易の自由」の旗じるしは、密貿易商人、中小商人と結びついた

毛織物産業資本によってかけられた<sup>(1)</sup>。しかし、17世紀末のいわゆるトリー自由貿易論においては、「交易の自由」の主張は特定国との貿易の制限に反対する特権カンパニの商人たちの旗じるしとなったのであって、そこではロックはむしろ「交易の自由」に反対する陣営にくみしたのであるが、この1674年のノートは、ちょうどその中間に位し、イギリス革命期の「交易の自由」の主張が17世紀末の「交易の自由」反対＝プロテクトニズムへつながるものであることを、まざまざとしめしているといえよう。

#### IV

1675年から79年にかけてロックはふたたび大陸旅行にでかけ、帰国後は王位継承をめぐる激動する政治情勢にまきこまれ、83年秋オランダへ亡命、名譽革命ののち、ようやく安定した生活にもどるのであるが、その間も、哲学や宗教や医学に対する関心は衰えることなくつづいたけれども、経済問題については、みるべきものは少ない。ただロックの関心の所在をしめすいくつかのメモは、ラヴレース・コレクションのうちに残されている。年代順にそれをひろいあげてみると、まず1675年から79年間の穀物輸出奨励金の一覧表がある。1674年はイギリス穀物法史における転回点であって、1673年にはじめてもうけられた輸出奨励金制が発効した年であるが、ロックはその金額をメモし、「1678年の21,068ポンドのうち、8,000ポンドはロンドン港で支払われた」とつけ加えている<sup>(2)</sup>。1689年に恒久化するこの穀物輸出奨励金制度は、イギリス重商主義政策史のなかの特異な存在であり、その政治的意義をめぐる史家の解釈もかなりくい違っているが<sup>(3)</sup>、それだけにロックがこの制度をどうみていたのかは、大変興味ある問題であるけれど

(1) 詳しくは拙稿「イギリス革命期の経済思想(v)——初期独占をめぐる——」(商学討究13の4, 1963年)

(2) MS. Locke, c. 30, fol. 20.

(3) Cf. D.G. Barnes, *A History of English Corn Laws from 1660-1846*, London, p. 11.

も、残念ながらこのメモには金額がしるされているのみで、コメントはいっさいみられない。ただロックがこの制度に無関心ではなかったということ、われわれは知りうるのみである。

つづいて1677年には、フランスおよびドイツの鑄貨とスペイン貨幣との価値比較の表がある。<sup>(1)</sup>これもコメントなしの一覧表なので、ロックの考え方をうかがうことはできないが、のちにロックが利子率問題とならんで主たる問題としたのが貨幣論であったことを考えると、すでにそういう問題への関心がこの時期にあらわれていることは興味ふかい。なお、先の1674年の「交易論ノート」で、「交易を促進するもの」のひとつとして、「良質で確実に偽造困難な貨幣」があげられていることも、これとの関連で注目しておいてよいであろう。

以上のほかにこのラヴレース・コレクションにふくまれている名誉革命以前の経済論稿のなかには、(1)「ミネラル・アンド・バタリ・ワークスにかんする2文書」(1678年)、(2)ジョン・コリンズによる「交易および陛下の収入の増大にかんする重要なことからの敘述」の要約(1679年)、(3)同じくジョン・コリンズによる「王立漁業会社の解散にともなう悪い結果」(1679年)という文書がみられるが、これらはいずれもロックの筆蹟ではなく、このコレクションにふくまれていることの意味も、あきらかではない。

## V

名誉革命以後、ロックの著作活動がにわかに活発になることは周知のとおりであるが、経済論草稿も、その大部分は名誉革命以後のものである。以下、これを年代順ではなく、主題別にかけて、考察してみたい。

### 〔I〕貨幣論

名誉革命後の重要な経済問題のひとつが通貨改鑄の問題であったことは、いまここであらためて説明するまでもないところであるが、貨幣改鑄(額面

---

(1) MS. Locke, b. 3, fol. 10.

引上げ＝貨幣価値きりさげ）を要求する最初の法案は、1690年10月に提出されたといわれる。<sup>(1)</sup>そしてあたかもこれに対応するかのよう<sup>(2)</sup>に、ラヴレース・コレクションには、“Moneta / [16] 90 / Of raising our money”と題するメモがふくまれている。<sup>(3)</sup>これはかなり長文のもので、その前半部は、“Certain Maximes agreed upon and deducible from each other about silver and gold coind money, exportation, importation of bullion or coin”と題され、その後半部は、“Reasons against the altering the coin”と題され、いずれもロック自身の筆蹟ではないけれども、ロックの思想をあらわすものである。この前半部は貨幣にかんする「マキシム」を25項目にわたって箇条書にしたもので、その全文を転記することは紙数の関係で不可能であるから、いくつかを抜すいしておこう。

<sup>(3)</sup>  
(1) Gold and silver, I mean the metals so called, are commodities of themselves, as brass, iron, tin and other metals are.

(2) One of the uses that they are put to by mankind is to be coined or stamped with a mark; and then they become the measure of all commerce, that is of all buying and selling and the fund to answer all bills of exchange.

(3) As near as may be these metals when coined ought to bear a proportion in their value to the value of the same uncoined and passing as a commodity.

---

6. The present scarcity of silver is but an accident caused by a cessation of trade to those places from whence the silver is brought;

---

(1) Cf. J. K. Horsefield, *British Monetary Experiments 1650-1710*, London, 1960, p. 39. Ming-Hsun Li, *The Great Recoinage of 1696 to 1699*, London, 1693, p. 83 は最初の法案を1691年としているが、これは同一のものをさしているであろう。

(2) MS. Locke b. 3, fols. 18-27.

(3) 原文では1から5までは番号がなく、また22以下の番号は間違っており、24, 22, 23, とうってある。

and by the necessity this nation is in to pay debts abroad.

7. The hight of the present standard is then the effect and not the cause of the exportation of silver, that is, it is not exported because it bears a greater price but it bears a greater price because it must be exported.

---

9. The true remedy against exportation of silver is then to have no debts to pay abroad and the silver that is brought into the nation will all stay in it, except that which must be carried out to trade with and bring in more.

---

12. Any particular nation may make their own coin the standard of commerce amongst themselves; as lately the Irish did make a brass penny passe for a crown piece.

13. But a nation that is trading with other nations must keep their coin as near as may be to the value of the standard of gold and silver as commodities but must not alter it upon all accidents of commerce.

---

15. All alterations of the coin of a nation are then uselesse, because the balance of trade will regulate the price of bullion and the price of bullion will regulate the plenty or scarcity of money.

---

17. If any one person have all the money of a nation as the King of France for example it may be usefull to him to alter the coin for he may pay his debts with less money but it is a cheat.

18. If any persons have great credit and are trusted with other peoples money as bankers and goldsmiths are, it may be usefull to them also, for they shall pay their debts with less money.

---

21. But it will be hurtful to all other sort of persons and particularly to those who want money and must borrow, for till the new coin

be made none will lend them the old which is more weighty, and all persons who are to receive money will receive less by how much the standing coin is lessend.

ここでのロックの貨幣観はその経済論全部をつらぬいて一貫しているものであり、とくに解説を必要としないであろう。あわせてかれが、貨幣改鑄の提案が、誰に利益を与え、誰に損害を与えるかを分析し、利子率論争の場合と同じように、金融業者に批判の目をむけていることに注目しておきたい。

この草稿の後半部は、以上のマキシムにもとづく具体的な改鑄論批判であり、その論旨は「利子貨幣論」の後半部で展開されているものと同一である。ただ、ここではポルトガルやスペインにおける貨幣価値きりさげ政策の失敗の経験が、かなりくわしく述べられているのが、「利子貨幣論」との違いといえよう。

つぎに貨幣改鑄論にかんする手稿としては、1695年7月3日づけの、“Representation of the Rt. Honourable the Lords Commissioners of the Treasury to their Excellencies the Lords Justices of England concerning the price of Guineas”のうつけし、およびこの「陳情」にかんして、財務委員の1人であったウィリアム・トランブル（William Trumbull）の要請にもとづいて書かれたロックの覚え書がある。<sup>(1)</sup>これは1695年6月にギニー金貨がとつぜんの値上りをしめし、銀貨とのアンバランスがとくにいちじるしくなったために、その対策についてロックへ諮問がおこなわれたのであるが、<sup>(2)</sup>

(1) MS. Locke b. 3, fols. 39-49.

(2) この問題については、Cf. J. K. Horsefield, *op. cit.*, ch. 7 & 8, とくに p. 85. 金貨と銀貨とのアンバランスはこのときにとつぜんはじまったものではないが、1695年第2.4半期にいちじるしくなった。ホースフィールドによれば、金貨と銀貨との比率の変動はつぎのとおりである。

4 半期	銀リングであらわした1ギニーの価格					
	1694 年		1695 年		1696 年	
I	21 s.	11 d.	23 s.	11 d.	28 s.	6 d.
II	22	0	27	5	22	4
III	22	0	29	8	22	0
IV	22	2	29	6	22	0

これに対するロックの回答は、ホースフィールドのいうとおり、「非妥協的」なものであった。つまりロックによれば、金貨の騰貴は銀貨の価値下落の反映であり、そのかぎり問題の本質は、削りとられた磨損銀貨がその実質価値以上の“imaginary value”で流通しつづけていることにある。ここに手をつけなにかぎり、このアンバランスは不可避である。したがってロックの結論は次のとおりであった。結論部分のみを転記してみよう。

“The way therefore proposed by the Bank to put a stop to the receipt of Guineas at 30 s. seems unreasonable, for how can anyone desire authority to hinder the subjects to receive 129 gr [ains] of gold for 1392 of silver when the law allows 1860 gr. of silver to be given for 129 gr. of gold, i. e. a Guinea to passe for 20 s. milled money. To put a stop to the importation of gold which at the loss of 25 percent carries away our silver & prejudices the Exchange, is for the Exchequer not any longer to authorize this imaginary value, i. e. not to receive any silver money but according to its weight & for the publique authority to prohibit clipt money to pass for more than its weight. This is the only way to stop the importation of gold so much at present to our loss, which is yet far greater to us when this gold is laid out in commodities & not in bullion, for then we lose  $33\frac{1}{3}$  percent.”

ロックのこの問題についての分析および対策が正しかったかどうかは、いまは問わない。さしあたり、かれの貨幣論が一貫してメタリズムの立場を堅持していることにのみ、注目しておくにとどめよう。

第3には、やはり W. トランブルの要請にもとづいて、1695年9月に書かれた削りとり貨幣対策についての意見書がある。<sup>(1)</sup>これは P. ロングのカタログでは、1695年12月に出版された「貨幣論続考」(*Further considerations*

(1) MS. Locke, b. 3, fols. 50-65. このうちには、ロック自身の筆蹟によるものと、その一部を清書した S. Brownover のコピー2通がふくまれている。

*concerning raising the value of money*) の原稿とされているが、この「続考」の主要テーマであるウィリアム・ラウンズ批判についてまったく言及されておらず、文章表現も一致するところはないから、原稿ではなく別箇のペーパーとみなすべきものであろう。これもかなり長文のもので、全文を収録することは不可能であるが、内容的には削りとり貨幣の額面流通を禁止せよというロックの持論の展開である。すなわちロックは、削りとり貨幣を造幣局で良質貨幣と交換せよという提案を、不合理であり、かつ実行不可能であると批判したのち、つぎのようにのべている。

“There is therefore no sure way to put an end to clipping but by making clipping unprofitable & so it will be as soon as your money goes only for as much as it weighs. This puts no stop to any thing but clipping. Nor will there be such need of seals as people pretend unless all your money be clipt & then two millions will not, I fear, repair it nor two years recover it. For the going of every piece according to its value in weight will presently bring out all your weighty money now kept close up which will serve to supply the retail trade & little sums; whilst the greater will without much trouble be carried on by bags weighed, till it be recoined in the mint whither the owners will then bring it for their own convenience. Besides this & nothing else will presently put a stop to the cheat by Guineas & they will the same instant be brought to 22 s. or under.”

「続考」の草稿とみなさるべきものは、むしろその次の1695年10月23日づけの、“Money, propositions sent to the Lords Justices”<sup>(1)</sup>である。これは「続考」のはじめの部分（10巻本全集版第5巻の pp. 139-151）にほぼ該当しており、「続考」の方がよりくわしくなっているが、内容的にはまったく同一である。これにつづく同じ日づけの、“Money, Answer to my Lord

---

(1) MS. Locke, b. 3, fols. 66-69.

Keepers Questions”は、すでに述べたように、ミン・スン・リーの書物にプリントされているので、紹介は省略する。内容はロックの一貫した考え方の展開であることはいうまでもない。

最後に、注目すべきものとして、リチャード・テンプルへの反批判がある。これはラウンズ批判をおもな内容とするロックの「続考」に対して、テンプルがおこなった批判 (R. Temple, *Some short remarks upon Mr. Lock's book, in answer to Mr. Lovnds, and several other books and pamphlets concerning coin* .... London, 1696) をさらに批判したもので、“An Answer to Sir Richard Temples Short Remarks on my Answer to Mr. Lounds.” という標題がつけられ、全部で11枚の未完稿で、タイトルとはじめの3行だけがロック自身の筆蹟、以下は、誰か別人の手によって書かれたものである<sup>(1)</sup>。テンプルのロック批判の要点は、第1に、貨幣の価値はそれにふくまれている銀の価値によってさだまるといわれるが、銀の価値そのものが決して一定不変ではなく、変動するという点、第2に貨幣額面の変更は国内的には何らの影響もなく、ただ外国との関係において為替相場の変動をひきおこすのみであること。しかもこの為替相場の変動は、外国品の価格を高め、その国内消費を減少せしめ、かつ国産品の輸出をふやすものとなるから、二重に有利であること、という点にあった<sup>(2)</sup>。こういうテンプルの批判に対するロックの反批判はきわめて不十分なもので、とくに第2の点、すなわち、貨幣価値のきりさげ政策が為替相場の変動をつうじて、外国貿易にどのような影響をおよぼすかという問題は、ついにロックの理解するところとはならなかったようである。この反批判のなかでもロックは貨幣価値はその銀含有量によってさだまるという自説をくりかえすのみで、銀価値の変動の問題についても、テンプルの文章を引用したところでの手稿がぎれているので、どういふ回答が考えられていたのかはあきらかでない。テンプルの言葉を追いながらロ

(1) MS. Locke, b. 3, fols. 110-120.

(2) Cf. Ming-Hsun Li, *op. cit.*, pp. 105-106.

ックは、“If Sr. Richard were not known a substantial, grave man, I should think I was following will of the wisp.” といっているが、テンプルの批判はロックには「狐火」としか映じなかったのであろうか。

以上が名誉革命以後のロックの草稿のうち、貨幣改鋳問題にかんするものうちのおもなものであるが、このほかに、オランダの利子率と鑄貨とにかんするベンジャミン・ファーリ (Benjamin Furly) の手紙からのぬきがき (1690年12月, 1691年1月), ジョン・フレークの「貨幣・為替論」(John Freke, *Some thoughts concerning Money, Exchange, Trade & mending the Coin*, 1695) のうつし, 貨幣改鋳問題についての College への質問状 (1695年12月), ギニー貨と縁刻み貨幣 (milled money) の重さのリストなどがある。

## 〔Ⅱ〕 イングランド銀行について

ロックがイングランド銀行への出資者の1人であったことはよく知られているが、しかし、かれがイングランド銀行についてどういう考えをもっていたのかは、あきらかでない。たんに出資したということだけなら、ロックは「初期独占」の典型のようにいわれる「ミネラル・アンド・バター・ワークス」の株ももっていたのだから、それだけでは何ともいいえないだろう。ただ利子論などでロックが金匠金融業者などの前期的金融独占をはげしく攻撃しているところから考えて、イングランド銀行に対し好意的であったであろうと推測されるのみである。

このラヴレース・コレクションのなかには、イングランド銀行にかんするものが二つある。そのひとつは、イングランド銀行を成立させた1694年のトン税法 (Tonnage Act) についてのメモであって、ロック自身の筆蹟によるわずか2ページの簡単なものである。<sup>(2)</sup> これは法律の要点のメモであるから、ロックの考え方は分らないが、ただ興味をひくのはその横につけ加えられているロックの書きこみで、たとえば、イングランド銀行が12万ポンド

(1) Cf. MS. Locke, b. 5.

(2) MS. Locke, b. 3, fol. 31.

(1) 以上の借入れをしてはいけないとか、預金で取引をしてはいけないとかいう規定の横には、“This not to be known,” “Not to be known” とあり、またその禁止規定違反の罰則にかんしても、“The punishment nothing” とあり、最後の国王への金融制限については、次のような「質問」がついている。“Q. Who are these officers of the Exchequer. This no restraint to the lending to the court because there only the consenters forfeit but here the whole corporation is punished.” こういう注記のつけ方からみると、ロックはイングランド銀行の運営、とくに国王からの圧力に、かなりの不安をもっていたように思われる。

もうひとつは、やはり1694年のものと推定される「イングランド銀行にかんする演説と三つの対話の草稿」である。(2) これもロック自身の筆蹟によるもので、この草稿がどういう事情のもとに書かれたのかは不明であるが、演説草稿は2ページ足らずの未完のもの、対話の草稿は、はじめの部分(p. 1-p. 4)がなく、第1対話の最後の部分と思われる5ページ目は、草稿のうえに大きく斜線でこれを消したものと、「第2対話」というタイトルのみがあり、6ページから9ページまでが「第3対話」となっている。まず「演説」の草稿であるが、そこでは次のように述べられている。

It was said by the ministers at the other end of the town that it should be printed & it was hard to find how they should resist it, when at the same time you answered that it should not & I find you were masters of the scene(?) & kept firmer to your resolution you had some days before declared, that it was not fit it should be printed for fear such holes should be found in it, That people might be discouraged from subscribing so as that there might be a little(?) to the charter which Mr G. very frankly declared at a publique meeting at Mercers Chappell was enough, so little con-

(1) これは「120万ポンド以上」の誤りであろう。

(2) MS. Locke, b. 3, fols. 33-38.

sideration was there of supplying the K's necessitys. But Gent. I think it had been worth your weighing whether you should be able to stand the weight of the nation under the just suspicion your whole management have raised that you have made a bargain with some ministers at court to engross all the running cash of the nation, whether you will be able to support against the parliament your charter directly contrary in several parts to the act that gave it life & whether you shall be able to secure your cash of the kingdome against the clamours & wants of poor(?) tradesmen or the wrath of some thousands of unpaid seamen that may be let loose upon you whenever you pour(?) reply & will not lend the court money upon their demand. For let us tell you it will be in vain to plead an act of Pl. when the K's necessitys shall require ready money & there can be no law to hinder supplying the wants of the Government & keep it from falling. ....

この「演説」の草稿がどういう機会に書かれたのかがあきらかでないために、ロックのいおうとすることは、よく分らないが、しかし、イングランド銀行の設立にも、「国内の流通貨幣すべてを独占」しようという疑いがもたれていたこと、ロックが考えている最大の問題点がやはり国王への金融の問題であること、そしてロックがイングランド銀行の規約に無条件に支持を与えたのではないこと、などがここからうかがわれるであろう。

こういったロックの態度は、つぎの「対話」のなかでさらにあきらかとなる。三つの対話のうち、第1の対話は、残されている部分から判断すると、アムステルダムやロッテルダム、ハンブルグなどの外国の銀行についての説明らしく、第2対話はタイトルのみで本文はなく、第3対話がイングランド銀行についての、Aなる人物とCなる人物との対話となっている。そこで問題は次のように提起される。

A. You convinced me yesterday that it is not safe to enter into

the corporation, there is one thing more I would willingly debate with you & that is whether I should not lend my £10,000 to the corporation at 2 or 3 percent as is said they will give till I can place it at somewhere else upon better interest. For their fund of 8 percent makes a bond under their seal better security I think than a goldsmiths note used to be.

C. It seems so I confess at first sight. But upon consideration it perhaps will be found not so good.

何故、銀行に預金することが安全でないのか。Cはその理由を次のように説明する。金匠のばあいは、自分の信用と営業とにかかわるので、預金は必要に応じていつでも返済してくれるが、銀行はその証書 (bond) をいつでも現金にかえてくれるとはかぎらないし、訴訟によってとりもどそうとしても、法人相手では勝ち味はない。また金匠と違って銀行は貸出し金利が制限されているので、利ざやが小さく、預金の払い出し要求に応じきれない心配がある。さらに銀行の帳簿は公開されているので、国王から金融の要求があったばあいには、これを拒否しえず、とくに軍隊から圧力をかけられれば抗しきれないであろう。そのうえ、銀行の経営者は選挙によって交代していくのだから、「誰とも知れぬものにお金を預け、管理せしめるほど、あなたは世間の誠実さを高く買っているのですか」とCがとどめをさすようにいうと、Aは、“Truly you have startled me & I think it will be safer in my own chest” といって、この対話は終わるのである。

ホースフィールドはこの草稿に言及して、ロックがイングランド銀行の規約の一部に不安をしめしたと述べているが、ここにみられるものは、ロックのイングランド銀行に対する全面的不信であるというべきであろう。こういうかれの態度は、イングランド銀行への出資者であり、かつその全面的支持者であったというロックにかんするこれまでの通説をまったく裏ざることと

---

(1) J. K. Horsefield, *op. cit.*, p. 129.

なる。わたくしはいまのところ、この問題に答を与えることはできないので、とりあえず、ひとつの「謎」としてこの資料を提出するだけにとどめておきたい。

〔Ⅱ〕 貧民雇傭および工業奨励について

工業の保護ないし奨励を、それ自体として論じたものは、ほとんどなく、いずれも貧民雇傭の問題と結びつけられた形で論ぜられているので、ここではまとめてあつかうのが便利である。

まずネガティブな形で論じたものに、1696年の“Reason why the Paper Manufacture in England has not succeeded”<sup>(1)</sup>があるが、これは製紙業の失敗の理由を主として特許をうけた人々の無能力に帰したもので、とくに注目に値する論点はふくまれていない。

ロックの関心が大きくこの種の問題にむけられたのは、かれが1696年の末に貿易植民委員会の委員に就任してからで、そこでの中心的な問題は、アイルランドのリンネル工業の問題と貧民問題であった。この前者については、まず、1697年10月4日のウィリアム・モリノー（William Molyneux）からロックへの書簡に同封された“An Abstract of the Heads of the Bills for encouraging the Linnen and Hempen Manufacturs in Ireland”<sup>(2)</sup>があるが、この法案とロックとの関係は不明である。つぎに、やはり1697年のものと思われるリンネル工業についてのメモがあるが、これはトマス・ファーマン（Thomas Firmin）の書物からのぬきがきらしく、<sup>(3)</sup>リンネル工業の労働力、とくに児童労働や、賃金、コストなどについてのメモである。最後に、<sup>(4)</sup>

(1) MS. Locke, c. 30, fol. 43. これは H. Carter, *Wolvercote mill*, Oxford Bibliographical Society, n. s., extra publ., 1957, p. 66 に印刷されているらしいが、わたくしは未見。

(2) MS. Locke c. 30, fols. 67-69.

(3) MS. Locke c. 30, fols. 70-77.

(4) ファーマンの書物には、“Some Proposals for the employing of the poor,” 1678 と “Proposals for the employment of the poor,” 1681 とがあるが、このぬきがきがどちらからのものかは不明である。

同じく1697年のものと思われる「アイアランドの交易についてのノート」がある。<sup>(1)</sup>これはロック自身の筆蹟によるもので、そのタイトルは“Collis & petitions to the Council of Ireland for a Charter to set up Workshops to teach & practise several arts & handicraft Trades not commonly known in Ireland”とあり、この請願の審議経過と、請願に対するロックのいくつかの疑問がメモされている。これら一連の覚書は、アイアランドにおける毛織物工業の発達を阻止し、その代わりにリンネル工業を育成しようという貿易植民委員会の政策にそったもので、「実質的にまったくロックの仕事」といわれる1696年9月2日の同委員会の報告書に、<sup>(2)</sup>その立場ははっきりと決められている。ロック自身のものではないが、「イングランドの羊毛輸出を阻止するための提案」や、「アイアランドの大麻および亜麻への課税の提案」のうつつが、このコレクションのなかにふくまれていることも、マーカンティリストとしてのロックの関心をしめすものといつてよいであろう。

貧民の雇傭にかんするものには、1697年の「貧民」というタイトルの二つのメモがある。そのうちのひとつは、<sup>(3)</sup>やはりファーミンからのぬきがきで、貧民の子どもは5才またはもっと小さいときから、紡績学校 (spinning school) へいれるべきこと、浮浪者は3年間、船員として強制労働に服せしめるべきこと、などが主張されている。もうひとつは、ロングのカタログによると、1697年10月に貿易植民委員会へ提出されたロックの救貧法改革案の草稿とされているものであって、<sup>(4)</sup>まず最初に次のように貧民が区分される。“The poor that cannot work, these must be maintained. The poor that can work but will not, these are only wandering beggars which

(1) MS. Locke, c. 30, fols. 82-83.

(2) Cf. H. R. Fox Bourne, *op. cit.*, vol. II, pp. 363 et seq.

(3) MS. Locke, c. 30, fols. 86-93.

(4) MS. Locke, c. 30, fols. 94-95. 委員会へ提出された案は、H. R. Fox Bourne, *op. cit.*, vol. II, pp. 377-391 にある。

therefor instead of being relieved should be carefully punished.”そして草稿の前半部分では、この後者に対するきびしい取り締まりと強制労働が主張されており、エリザベス貧民法の完全実施と、貧民を船員として強制的にサービスせしめる新しい法律の制定が要求される。この新しい法律の制定を要求した部分は、委員会へ提出されたものと文章も一致している。草稿の後半部は、“Poor who pretend willingness to work but whose labour will not maintain them & their family”についてであって、これはさらに成年と未成年に分けられ、授産所、および労働学校（working school）の設置が主張されている。この部分も成案とほぼ一致しており、注目すべき相違点はない。以上がロックの貧民問題にかんする草稿であって、ここでは新たに問題となるような新しい素材はみられないが、ただこういうロックの考え方を考えるうえで、トマス・ファーミンが大きな影響をもったと推定されることに注目しておきたい。ファーミンはユニテリアンの神学者で、そのロックとの交友関係は古くから指摘されているところではあるが、その宗教・哲学思想や貧民問題についての考え方と、ロックの思想とのかかわりあいには、こんご分析さるべき課題として残されなければならないであろう。

#### 〔Ⅳ〕 貿易、植民などについて

貿易、植民問題にかんする手稿のうち、注目をひくのは、東インド会社にかんするものである。ただ、これらはいずれも、ロック自身のコメントをふくまないうつしであって、ロックがこの問題に関心をもっていたことをしめすのみで、ロックの意見はしめされていない。年代順にみていくとまず、1697年8月10日づけの、スコットランド東インド会社の「ダリアン計画」に反対して、貿易植民委員会から提出された意見書のうつしがあり、次に、1698年5月および6月に、東インド会社から下院へ提出された請願および提案のうつしがあり、さらに、航海条令のぬきがぎと、ダリアン計画について

(1) MS. Locke, c. 30, fols. 49-54.

(2) MS. Locke, c. 30, fols. 106-108. これは Journal of the House of Commons, xii, p. 284, 308 にのせられているものである。

の貿易植民委員会の報告についてのメモ（1700年1月16日<sup>(1)</sup>）、そして最後に、二つの東インド会社の合併のための提案のうつしが<sup>2)</sup>ある。以上が東インド会社にかんするものであるが、ロックのコメントをふくむものではないから、ここでは紹介を省略する。

これ以外は、あまりまとまりのないものであるが、キャロライナやヴァージニア植民地についてのいくつかのメモや、フランスのぶどう酒の輸入を禁止しようとする提案のうつしや、イギリスの貿易についてのメモなどがふくまれている。

以上が、貿易植民委員としてのロックの関心のあり方をしめす諸資料であるが、ここからロックの思想や態度をうかがうことは困難である。むしろそういう点では、やはりこのラヴレース・コレクションにふくまれている数多くの書簡が、かえって有益であるように思われるが、その分析は今後の課題としたい。

本稿は昭和39年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。

---

(1) MS. Locke, c. 30, fol. 126.

(2) MS. Locke, c. 30, fols. 132-133.